

札幌市告示第801号

令和4年札幌市告示第2288号による要措置区域等の指定について、要措置区域等の指定を解除するとともに、新たに次のとおり指定する。

令和5年（2023年）2月16日

札幌市長 秋元 克広



記

1 区域指定の解除

- (1) 要措置区域等を解除する土地の所在地

札幌市豊平区西岡520番の一部

- (2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項（土壤溶出量）及び第2項（土壤含有量）の基準に適合していない特定有害物質

鉛及びその化合物

2 新たな区域指定

- (1) 形質変更時要届出区域に指定する土地の所在地

札幌市豊平区西岡520番の一部

- (2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項（土壤含有量）の基準に適合していない特定有害物質

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（掘削除去）、舗装